

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目20番3号

氏 名 黒田興業株式会社

代表取締役 黒田知憲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 5年 5月18日

許可の有効期限 令和10年 5月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（切断、圧縮）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（切断、圧縮）

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上4種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（切断、圧縮）の設置場所

群馬県太田市古戸町1244番2、1244番9、1244番10及び1244番12

イ 中間処理施設（切断、圧縮）の設置年月日

平成10年 4月 9日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 切断

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [11.2 t/日]

ゴムくず [18.8 t/日]

金属くず [118.4 t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [45.6 t/日]

(イ) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

金属くず [67.8 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市古戸町1244番2、1244番9、1244番10及び1244番
12

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 48㎡ 保管容量 90㎡

3 許可の条件
なし

4 許可の更新、変更の状況

平成10年 5月18日 新規許可

平成15年 5月18日 更新許可

平成20年 5月18日 更新許可

平成25年 5月18日 更新許可

平成30年 5月18日 更新許可

令和 5年 5月18日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無